

幼保連携型認定こども園の認可基準

		現行国告示	基準検討部会	現行愛知県条例
学級編成・職員	学級編成	満3歳以上の子どもの共通利用時間は学級編成+学級担任 1学級35人以下	満3歳以上の子どもの教育時間は学級編成+学級担任 1学級35人以下	満3歳以上の子どもの共通利用時間は学級編成+学級担任 1学級35人以下
	職員配置基準（学級編成基準）	短時間利用児 35:1 長時間利用児 0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4、5歳児 30:1 常時2人以上の配置	短時間利用児 35:1 長時間利用児 0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4、5歳児 30:1 常時2人以上の配置	短時間利用児 30:1 長時間利用児 0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4、5歳児 30:1 常時2人以上の配置
	園長等の資格	教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有すること	・教諭免許状及び保育士資格かつ5年以上の教育職又は児童福祉事業経験 ・同等資質	教育及び保育並びに子育て支援事業が一体的に行われるよう、当該認定こども園を管理し、及び運営する能力を有する者であること
	その他の職員の配置	—	・副園長・教頭のいずれか配置 ・主幹養護教諭、養護（助）教諭、事務職員配置努力 ・調理員必置（委託除く）	—
	短時間勤務（非常勤）の職員の扱い	—	・保育教諭等は常勤 ・講師は非常勤可	—
設備	建物及び付属設備の一体的設置	建物及びその付属設備は同一敷地内又は隣接地内が望ましい	建物及びその付属設備は同一敷地内又は隣接地内	建物及びその付属設備は同一敷地内又は隣接地内
	保育室等の設置	・満2歳以上 保育室、遊戯室 ・満3歳以上の保育室は学級数以上 ・満2歳未満 乳児室又はほふく室	・満2歳以上 保育室、遊戯室 ・満3歳以上の保育室は学級数以上 ・満2歳未満 乳児室又はほふく室 ・職員室、便所	・満2歳以上 保育室、遊戯室 ・満3歳以上の保育室は学級数以上 ・満2歳未満 乳児室又はほふく室
	園舎の階数、保育室等の設置階	—	2階建以下原則	—
	園舎・保育室等の面積	1学級180㎡、2学級320㎡、 3学級以上1学級につき100㎡増 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人	1学級180㎡、2学級320㎡、 3学級以上1学級につき100㎡増 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人	1学級180㎡、2学級320㎡、 3学級以上1学級につき100㎡増 乳児室 3.3㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人
	運動場等の設置・面積	屋外遊技場 1学級330㎡、2学級360㎡、 3学級400㎡、 4学級以上1学級につき80㎡増 満2歳以上 3.3㎡/人	園庭と称し必置 1学級330㎡、2学級360㎡ 3学級400㎡、 4学級以上1学級につき80㎡増 満2歳以上 3.3㎡/人 代替地の面積参入不可 屋上面積参入原則不可 建物及びその付属設備は同一敷地内又は隣接地内	屋外遊技場 1学級330㎡、2学級360㎡ 3学級400㎡、 4学級以上1学級につき80㎡増 満2歳以上 3.3㎡/人 同一敷地内又は隣接地内
	調理室等の設置	調理室必置（外部搬入の場合は調理設備）	調理室必置（外部搬入の場合は調理設備）	調理室必置（外部搬入の場合は調理設備）
	その他の設備	—	・飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備必置 ・放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室設置努力	—

幼保連携型認定こども園の認可基準

	現行国告示	基準検討部会	現行愛知県条例	
運営	平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等	—	—	
	教育時間・保育時間等	開園日数・開園時間：地域の実情に合わせて定める 3歳以上共通時間：4時間 保育に欠ける子どもの保育時間：8時間	開園日数：日祝日以外 開園時間：11時間 3歳以上教育時間：4時間 3歳以上教育週数：39週	開園日数・開園時間：地域の実情に合わせて定める 3歳以上共通時間：4時間 保育に欠ける子どもの保育時間：8時間
	食事の提供	自園調理（3歳以上外部搬入可）	自園調理（3歳以上外部搬入可）	自園調理（3歳以上外部搬入可）
	園児要録・出席簿	—	幼保連携型認定こども園園児要録、出席簿作成	—
	研修等	子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図る	・必要な知識及び技能の修得等に努める ・研修機会を確保し資質向上等を図る	長及び職員の資質向上のための研修計画及び実施体制の整備
	職員会議	—	職員会議を置くことができる	—
	運営状況評価	自己評価、外部評価等やその結果公表を通じた質の向上に努める	・運営に関する自己評価結果の報告義務 ・関係者評価及び第三者評価実施努力義務	教育及び保育に関する点検又は評価の体制整備
	苦情解決	—	苦情受付窓口の設置等義務	—
	家庭・地域との連携、保護者との連携	家庭と園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める。	・家庭・地域との連携協力の努力義務 ・運営状況情報の積極的提供義務 ・評議員を置くことができる ・地域社会との交流・連携、保護者・地域社会への運営内容説明努力義務 ・保護者との密接連絡、理解・協力を得る努力義務	—
	健康診断	—	年2回	—
	感染症に係る臨時休業・出席停止	—	学校保健安全法準用	—
	子育て支援	・保護者自身の子育て力の向上を積極支援 ・保護者の利用希望時に利用可能体制確保 ・地域の人材や社会資源活用	公定価格等の議論と併せて検討	・地域需要を市町村と連携すること等により把握した計画策定 ・保護者の要請に応じて適切実施の体制整備
	その他	経済的資質	—	—
職員の資格		3歳未満児の保育従事者：保育士 3歳以上児の保育従事者：教員免許者又は保育士 学級担任：教員免許者 長時間利用者の保育従事者：保育士	—	3歳未満児の保育従事者：保育士 3歳以上児の保育従事者：教員免許者及び保育士
教育及び保育の内容		幼稚園教育要領及び保育所保育指針	—	幼稚園教育要領及び保育所保育指針
情報開示		情報開示に努める	—	情報開示体制整備
障害児等特別配慮児童		公正選考	—	特別配慮が必要な子どもの利用排除されないよう公正選考体制の整備 市町村との連携
健康及び安全		子どもの健康及び安全確保体制整備	—	子どもの健康及び安全確保体制整備
表示		認定こども園である旨表示	—	認定こども園である旨表示